



令和8年1月より

政治資金のルールが変わりました

全ての政治団体の皆様へ

※ 制度の詳細は「改正政治資金規正法等の概要（令和6年6月及び12月改正）」をご覧ください。
文末の括弧は参照ページになります。なお、下記以外にも令和9年1月からのルール改正があります。

1 渡切りの方法による支出の禁止等

- 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができません。（改正概要 18 ページ）

2 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限

- 令和8年1月1日以後に開催される政治資金パーティーについては、同日以後の支払方法が預貯金口座への振込みに制限されます。（改正概要 20 ページ）
- ただし、開催日の開催場所での対価の支払や口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる対価の支払については、口座への振込み以外の方法によってすることができます。この場合は、遅滞なく、開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。（改正概要 20 ページ）

3 国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体の透明性確保

- 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において、特定の国会議員関係政治団体からの寄附の金額が 1,000 万円以上となった政治団体は、その年及び翌年において国会議員関係政治団体とみなされます。（改正概要 5～7 ページ）
- 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）が国会議員関係政治団体から寄附を受けた場合には、当該国会議員関係政治団体から送付された寄附通知を収支報告書が公表された日から3年間保存しなければなりません。（改正概要 7 ページ）

4 寄附金控除の特例等の適用除外

- 公職の候補者が、特定政党支部（政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの）に対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとされました。（改正概要 18 ページ）

【参考】制度の詳細等については、以下の資料をご覧ください。

- 「政治資金規正法のあらまし」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000174716.pdf
- 「改正政治資金規正法等の概要（令和6年6月及び12月改正）」
https://www.soumu.go.jp/main_content/001008217.pdf
- 「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」（令和8年分収支報告書用）
https://www.soumu.go.jp/main_content/001046231.pdf



あらまし



改正概要



手引

【問合せ先】

総務省選挙部政治資金課 TEL 03-5253-5578

各都道府県選挙管理委員会（電話番号は各都道府県庁ホームページでご確認ください）

国会議員関係政治団体の皆様へ

※ 制度の詳細は「改正政治資金規正法等の概要（令和6年6月及び12月改正）」をご覧ください。
文末の括弧は参照ページになります。なお、下記以外にも令和9年1月からのルール改正があります。

1 国会議員関係政治団体の範囲の拡充

以下の団体が国会議員関係政治団体に追加されました。（改正概要5ページ）

- ・ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）
- ・ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において、特定の国会議員関係政治団体からの寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上となった年及びその翌年において「みなし国会議員関係政治団体」となります。）

2 国会議員関係政治団体からその他の政治団体に対する寄附通知

- ・ 国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨等を通知しなければなりません。（改正概要5～7ページ）

3 預貯金による政治資金の保管

- ・ 国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされました。（改正概要8ページ）

4 翌年への繰越しの金額の確認等（残高確認書及び差額説明書の作成）

- ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（「残高確認書」といいます。）を作成しなければなりません。（改正概要9、10ページ）
- ・ また、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（「差額説明書」といいます。）を作成しなければなりません。（改正概要9、11ページ）
- ・ 残高確認書及び差額説明書は、政治資金監査の対象とされています。（改正概要9ページ）

※ いずれも令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から適用されます。

年の途中で国会議員関係政治団体になった場合や年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合も、残高確認書及び差額説明書を作成し、政治資金監査を受ける必要があります（以下に記載する代表者による確認書の作成も必要です。）。

また、残高確認書及び差額説明書は収支報告書と併せて提出する必要はありませんが、収支報告書が公表された日から3年間書面による保存が必要です。

5 代表者による確認書制度（代表者による随時又は定期的確認等）

(1) 収支報告書の提出前（令和8年1月1日から適用）（改正概要12、13ページ）

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、会計責任者を監督しなければならず、随時又は定期的に、会計帳簿等の保存や記載の状況を確認しなければなりません。

(2) 収支報告書の提出時（令和8年分収支報告書から適用）（改正概要12、13ページ）

国会議員関係政治団体の代表者は、会計責任者への確認結果や政治資金監査報告書等に基づき、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。
会計責任者は、収支報告書を提出するときは、確認書を添付しなければなりません。

